

役員報酬規程

(役員報酬の定義)

第1条 この規程における役員報酬とは、研究所が常勤役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものとする。

(報酬月額)

第2条 役員報酬月額は、理事長が別表を基準に決定する。

2 役員報酬月額とは別に、特別手当として年間に役員報酬月額の5か月分を限度として支給する。

3 別表の改定は、理事会の決議を経て決定する。

別表	役員報酬月額
理事長	140～160万円
専務理事	100～130万円
常務理事	90～120万円
理事	80～110万円

平成14年11月1日 制定

役員退職金規程

(総則)

第1条 この規程は、財団法人日本エネルギー経済研究所(以下「研究所」という)の常勤役員(以下「役員」という)が、役員を退任した際に支給する退職金(以下「退職金」という)について定める。

(算定)

第2条 退職金の算定は、原則として当該役員の役員退任時における報酬月額に、支給率と役員在任期間(月数)を乗じて算出した金額とする。

2 前項の算定基礎は以下のとおりとする。

在任期間

在任期間の計算は、当該役員の役員就任の月から退任の月まで期間を通算した在任月数とする。

支給率

支給率は、当該役員の役員在任期間中の1月につき、100分の25以内とする。

平成14年11月1日 制定